

令和7年 第2回

## 小樽市農業委員會議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和7年2月26日（水）午前10時00分

2 公示日 令和7年2月19日（水）

3 開催場所 小樽市役所本庁別館3階第2委員会室

4 出席委員 (人)

会長	11番	北島	吉治
委員	1番	田口	玲子
	2番	澤田	幸孝
	3番	浜谷	礼子
	4番	吉川	孝一
	6番	古里	和夫
	7番	佐々木	晴男
	8番	三國	幸一
	9番	岩部	利治
	10番	川畠	正美
	13番	長多	誠吉
	14番	本間	俊一

5 欠席委員

5番 木露 正敏

6 議事日程

<議案>

議案第1-1号（振興係）

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく  
農用地利用集積計画の決定について

議案第1-2号（振興係）

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく  
農用地利用集積計画の決定について

<報告>

なし

<その他>

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也  
振興係長 樋口 博一  
農地係長 世戸 幹彦 農地係 光野 雅士

## 8 会議の概要

事務局長	<p>定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和7年第2回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中12名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、北島会長にお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に移りたいと思います。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に4番吉川委員、6番古里委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案を上程いたしますが、「議案第1-1号及び議案第1-2号」は賃借人が同一の案件となっておりますので、一括にて上程いたします。内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>それでは議案1-1号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明させていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を経て、定めることとなっておりますので、本計画の可否につきまして、ご審議いただき決定を求めるものであります。</p> <p>本件につきましては、令和元年に農用地利用集積計画の決定を受けたものであり、内容は賃貸借で5年間の計画、その更新に当たるもので、現在、農地の利用を継続しておりますので、新規の案件ではございません。</p> <p>本件の農地の位置につきましては、資料の図面のとおり、忍路2丁目○○番、忍路2丁目○○番、忍路2丁目○○番、蘭島2丁目○○番の2筆、合計4筆で面積合計○○平方メートルです。</p> <p>農用地利用集積計画の内容は、賃貸借で、先ほど申し上げましたとおり、令和元年に決定を受けた5年間が経過しましたので、その更新に当たります。期間につきましては、本決定を受けましてからの5年間、令和12年の2月28日の予定とさせていただいており、賃借料は、年間○○万円の一括の支払いとなっております。</p>

貸付する方は、○○氏であり、自己所有の農地を賃借人であります、○○氏に貸すことにより、遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効活用を図ることができると判断し、5年前に○○さんに貸付を行っているものです。

賃借人につきましては、○○氏、本人を含め○○名の世帯、農業従事日数は延べ、500日、自己所有地を含め、約○○ヘクタールを活用する本市の中核農家、農業者として営農しております。

今回の計画であります、農地所有者、との同意による計画となります。なお、農地の登記内容につきましては、登記手続きが完了次第、御報告をいただくこととしております。

利用権等の受手要件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に定める各要件には、何れも適合し、法人経営、持ち分共有という事項には該当いたしませんので、要件はすべて満たしているものと判断しております。

以上のことから、今回の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地の有効利用、活用に資するものであると判断できますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案1-2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明させていただきます。

1-1号と同様の取扱いとなりますので、農業委員会の決定を経て、定めることとなっております本件につきましてもご審議をお願いいたします。

本件の農地の位置につきましては、資料の図面のとおり、議案1-1号の位置とほぼ隣接している場所となります、忍路2丁目○○番内、面積が○○平方メートルとなります。

農用地利用集積計画の内容は、賃貸借、期間につきましては、本決定を受けてからの10年間、予定といたしましては、令和7年3月1日から、令和17年の2月28日までと予定しております。賃借料は、年間○○万円の一括の支払いとなっております。

貸付する方は○○氏となり、○○氏に貸すことにより、遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効活用を図ることができると判断し、貸付を行うものです。

○○氏、につきましては、前議案でご説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

今回の計画であります、農地所有者と貸付を受ける者との双方同意による計画となります。なお、農地の登記内容につきましては、登記手続きが完了次第、御報告をいただくこととしており

議長

ます。

利用権等の受手要件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に定める各要件には、何れも適合し、法人経営、持ち分共有という事項には該当いたしませんので、要件はすべて満たしているものと判断しております。

以上のことから、今回の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地の有効利用、活用に資するものであると判断できますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。

意見・質問のある方は挙手願い  
ます。

＜意見・質問がない場合＞

それでは、議案第1－1号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。

＜全員賛成・賛成多数＞ですので、議案第1－1号は原案の通り決定いたしました。

続いて、議案第1－2号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。

＜全員賛成・賛成多数＞ですので、議案第1－2号は原案の通り決定いたしました。

以上で、本日の審議事項は終了しました。

その他、委員の皆様から何かありますか？

事務局から何かありますか？

北海道農業会議意見聴取（諮問）に対する答申について（農地法第5条許可）

先月の総会にて「許可相当」と議決いただきました、農地法第5条による転用、天神2丁目〇〇の新幹線トンネル工事許可申請となります。

その後、北海道農業会議の意見聴取（諮問）のため関係書類を1月29日に送付し、先週の2月20日の常設審議委員会においても「許可相当」として答申がございました。

農業委員会と農業会議がともに「許可相当」と一致しておりますので、小樽市農業委員会と北海道農業会議の許可相当意見をつけて小樽市長へ進達することをご報告します。

その他、委員の皆様から何かありますか？

事務局から何かありますか？

事務局  
(農地係長)

議長	次回の委員会は、3月25日（火）、場所は、本館2階市長応接室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。
事務局長	以上を持ちまして総会を終了いたします。

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。